

第 3 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年6月23日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成29年6月23日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第10号 熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について

議案第11号 熊本県国民健康保険運営協議会条例の制定について

議案第16号 財産の取得について

報告第1号 平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第9号 平成28年度熊本県病院事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第19号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

請第25号 熊本地震被害者の住宅再建に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について

②被災者の生活支援の状況等について

③住まいの再建に係る意向調査の結果について

出席委員(8人)

委員長 田代国広

副委員長 緒方勇二

委員 藤川隆夫

委員 鎌田 聡

委員 溝口幸治

委員 楠本千秋

委員 山本伸裕

委員 高島和男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古閑陽一

政策審議監 渡辺克淑

医監 迫田芳生

長寿社会局長 立川 優

子ども・障がい福祉局長 柳田紀代子

健康局長 田原牧人

首席審議員兼

健康福祉政策課長 野尾晴一朗

健康危機管理課長 厚地昭仁

高齢者支援課長 谷口 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 下山 薫

社会福祉課長 島川圭二

子ども未来課長 吉田雄治

首席審議員兼

子ども家庭福祉課長 富永章子

障がい者支援課長 奥山晃正

首席審議員兼

医療政策課長 松岡正之

国保・高齢者医療課長 高水真守生

健康づくり推進課長 岡崎光治

薬務衛生課長 大川正晃

病院局

病院事業管理者 永 井 正 幸
総務経営課長 緒 方 克 治

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂
政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時59分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回厚生常任委員会を開会いたします。

今回付託された請第25号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第25号についての説明者を入室させてください。

（請第25号の説明者入室）

○田代国広委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第25号の説明者趣旨説明）

○田代国広委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第25号の説明者退室）

○田代国広委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 議案の説明に先立ちま

して、健康福祉部における熊本地震からの復旧、復興に向けた取り組みにつきまして御説明を申し上げます。

昨年4月の熊本地震発災以降、健康福祉部では、被災された方々の一日も早い生活再建と本県の医療・福祉体制の復旧と復興に向け、全力で取り組んでまいりました。今後は、これまでの取り組みをさらに加速化させ、被災者に寄り添った支援をより一層進めてまいります。

特に、取り組みが急がれる住まいの再建につきましては、仮設住宅に入居されている方々お一人お一人の意向に寄り添った対応を図ってまいります。また、地域の支援者や民間事業者等との連携、ICTの活用などにより、見守り支援を強化してまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係3議案、報告3件でございます。

まず、議案第1号平成29年度熊本県一般会計補正予算につきまして、総額2億1,600万円余の増額となる補正予算をお願いしております。

主な内容ですが、被災者の住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備などの予算を計上しております。

また、議案第3号専決処分の報告及び承認につきまして、災害救助費の実績見込み額の減に伴い、135億円を減額するとともに、同額を災害救助基金に積み立てる補正予算の専決処分を3月29日付で行いましたので、御報告として提案しております。

次に、条例等関係につきましては、議案第10号熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例の制定について外2件を提案しております。

また、報告関係につきましては、報告第1

号平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書外2件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定、被災者支援の状況及び住まいの再建に係る意向調査の結果について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま平成29年度6月補正予算について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料、健康福祉部と書いたものの2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。

右端の説明欄をお願いいたします。

1の社会福祉諸費のうち、住まいの再建加速化事業でございます。住まいの再建加速化事業につきましては、被災された方々が仮設住宅からついの住まいを検討される際の専門的な相談窓口として住まいに関する相談支援員を配置し、窓口の相談を行うものでございます。あわせて、状況に応じた戸別訪問等によるプラン検討や各種手続の支援を行うものでございます。4,000万円余を計上しております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○厚地健康危機管理課長 説明資料の3ページをお願いいたします。

右端の説明欄をお願いいたします。

1、動物保護管理費の保護動物緊急対策事業でございますが、これは、管理から愛護へ

の方針転換により、従来殺処分のための施設であった動物管理センターを、ことし4月1日に愛護のための動物愛護センターとしましたが、動物愛護を行う施設としてその飼育環境を緊急に整えるとともに、保護動物の収容数がふえている現状を踏まえ、飼育スタッフの増や車庫の改装などによる収容能力の拡大、譲渡の拡大、県民への啓発などに要する費用を要求させていただくものであり、4,262万円余の補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

老人福祉費でございますが、右の説明欄の1、介護保険対策費の新規をお願いしております介護職員処遇改善加算の取得促進事業につきましては、今年度の臨時に行われました介護報酬改定により、平均1万円の介護職員の賃金改善措置を行います介護職員処遇改善加算が拡充をされました。この加算の取得促進を図るため、介護サービス事業所、施設に対し周知等を行う必要がありますので、それに要しますセミナーの開催、リーフレットの作成経費など、52万6,000円をお願いしております。財源は、全額国庫でございます。

高齢者支援課の6月補正予算は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課です。

5ページをお願いいたします。

児童福祉総務費として9,675万1,000円の増額補正をお願いしております。

まず、説明欄1の児童健全育成費につきましては、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ強化のための支援員の配置、支援員

の勤続年数などキャリアアップに応じた処遇改善及び夏休み等の子供の利用増に対応するための支援員の配置投入をする経費について助成するものでございます。

2の保育士等確保対策費につきましては、保育所等における保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図るため、保育補助者の雇い上げに要する経費を助成するものでございます。

子ども未来課は以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

児童福祉施設費として517万5,000円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

県立の障害児入所施設及び児童発達支援センターであるこども総合療育センターにおける給食調理業務について、当初見込みより委託料の増加があったため、増額補正をお願いするものでございます。

また、7ページをお願いいたします。

今御説明いたしましたこども総合療育センターの給食業務は、平成31年度までの債務負担行為をお願いいたします。

障がい者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡医療政策課長 医療政策課です。

8ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で2,766万2,000円の増額をお願いしております。

1の国庫支出金返納金として増額をお願いしておりますが、これは、平成21年度から実施してきております医療施設耐震化臨時特例基金を活用した耐震化の補助事業であります。対象となる事業が全て終了したことに伴って、基金の残額を国庫に返納するものでござ

います。

返納に当たりましては、その根拠が必要となりますので、基金の廃止条例をあわせて提案しておりますが、後ほど御説明させていただきます。

2の医療施設耐震化臨時特例基金積立金2万3,000円ですが、関係事業費の確定に伴いまして、運用利息の積み立てを増額するものでございます。

以上でございます。

○大川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料9ページをお願いいたします。

環境整備費で65万円余の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

県が県内の主要な温泉地8カ所に設置しております温泉水位計のうち、昨年の熊本地震で被災した2カ所の水位計の復旧に要する経費でございます。2台のうち1台は修理不能ということで、新しく購入をいたします。1台は修理する予定としております。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

続きまして、3月専決予算について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

災害救助費でございます。右端の説明欄をお願いいたします。

まず、下段の災害救助対策費のうち、災害救助事業から御説明申し上げます。

災害救助法に基づく救助の実施に要する経費につきましては、被災市町村及び支援いただきました他都道府県等に所要額を照会いたしまして、不足額が生じないよう随時補正予算を御承認いただきながら、所要額を確保さ

せていただいているところでございます。しかしながら、年度末にかけ、市町村や他都道府県等に費用の精査、取りまとめを依頼したところ、実績見込み額が予算計上額を大きく下回ることとなりました。それに伴いまして、135億円を減額するものでございます。

次に、上段1の災害救助基金積立金のうち、災害救助対策費でございますが、これは、2の災害救助対策費について、精算後に国庫負担金の返還金として必要となることから、これを他の財源と区別するため、災害救助基金積立分として135億円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡医療政策課長 11ページをお願いいたします。

第10号議案熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例の制定についてですが、恐れ入りますが、説明のほうは、次の12ページのほうでさせていただきたいと思えます。

12ページをお願いいたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、この基金は、先ほど申し上げました医療施設の耐震化を支援する補助事業として、平成21年度以降、3回にわたって交付されました国の交付金を活用しまして、累計約66億円の基金で事業を行ってまいりました。28年度の事業をもちまして全ての計画事業が終了しましたので、残金を国庫に返納することとしております。

条例の廃止により、先ほど御説明しました最終予算2,700万円余りを国に返還することとしております。

施行期日は、公布の日としております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高水国保・高齢者医療課長 国保・高齢者

医療課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

第11号議案は、熊本県国民健康保険運営協議会条例の制定についてでございます。

15ページの条例案の概要で御説明いたします。

1の条例制定の趣旨でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び同法による改正後の国民健康保険法の規定に基づき、国保事業の運営に関する事項を審議するため、県の附属機関として熊本県国民健康保険運営協議会を設置するものであり、その組織及び運営について定めるものでございます。

2の条例の内容でございますが、第2条は、協議会の所掌事務でございます。この協議会は、現在準備を進めております平成30年度からの国保の財政運営責任等の都道府県移行に関し、知事の諮問に応じ、移行前の本年度中に必要となる準備行為といたしまして、県と市町村の共同運営のための国保運営方針や、県が市町村から徴収する国保事業費納付金など、国保事業運営に関する重要事項を審議することといたしております。

第3条は、協議会の組織でございます。

協議会は、11名の委員で組織し、その内訳は、被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表が各3名、被用者保険代表が2名で構成いたします。

第4条は、委員の任期でございます。

移行前年度の準備行為として、今年度いっぱい平成30年3月31日までといたしております。

なお、平成30年度以降の協議会設置につきましては、他に今年度中の条例制定が必要となります納付金や交付金に関する条例など一本化した形で、仮称でございますが、国民健康保険法施行条例を今年度中に改めて提案させていただきたいと考えております。

第5条は会長について、第6条は協議会の会議について、第7条は庶務について規定をいたしております。

施行期日は、公布の日からといたしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○厚地健康危機管理課長 続きまして、16ページをお願いいたします。

第16号議案財産の取得についてでございます。

取得する財産は、抗インフルエンザウイルス薬、イナビルでありまして、取得の相手方は、第一三共株式会社。取得の目的は、新型インフルエンザ対策のための備蓄。取得の予定価格は1億3,090万円でございます。

本県では、新型インフルエンザ対策として、国が示した目標量であります33万3,200人分のタミフルなどの抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しております。このうち、本年度、使用期限を迎え、廃棄すべき備蓄薬が7万7,000人分ございますので、新たに備蓄薬を購入する費用1億3,000万円余を、地方自治法及び熊本県財産条例に基づき、議案として提出させていただくものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

報告第1号平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

昨年度の議会におきまして御承認をいただきました繰越明許費に係る繰越計算書の御報告でございます。

まず、民生費の、1つ飛びまして事業名の

欄をごらんいただきますと、一番上の施設開設準備経費助成特別対策事業費でございますが、地域密着特別養護老人ホームやグループホーム等の施設整備のおくれに伴いまして、翌年度繰越額欄にございます1億6,600万円余を繰り越しております。

次の2段目の指定サービス事業者管理事業費につきましては、臨時の介護報酬改定による電算処理システムの改修について、国から改修の内容が示されましたのがおくれたため、120万円余を繰り越しております。

次の3段目の老人福祉施設整備等事業費につきましては、養護老人ホーム等の整備費につきまして、施設整備計画や設計の検討に不測の時間を要しましたため、1億8,100万円余、また、その下、4段目の介護基盤緊急整備等事業費につきましては、地域密着特別養護老人ホームやグループホーム等の整備費につきまして、同様の理由によりまして6億4,000万円を繰り越したものでございます。

最後に、一番下の段の災害復旧費の事業名の欄の老人福祉施設災害復旧費につきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等の施設等の災害復旧費につきまして、震災の影響によりまして着工のおくれ等によりまして、翌年度繰越額の欄にあります31億4,600万円余を繰り越したものでございます。

以上が高齢者支援課分でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○島川社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料19ページをお願いいたします。

事業名の欄、保護施設災害復旧費でございますが、震災に伴う救護施設の復旧に対する助成として3,200万円余を繰り越しております。これは、国の補助金交付要綱改正等に時間を要したため、繰り越したものです。

社会福祉課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○吉田子ども未来課長 子ども未来課でございます。

20ページをお願いいたします。

まず、放課後児童クラブ施設整備事業費につきましては、3,410万8,000円繰り越しております。これは、昨年度後半に内示され、年度内の竣工ができず、繰り越したものでございます。

次に、少子化対策重点推進事業費につきましては、4,500万円繰り越しております。これは、市町村の結婚支援関係事業につきまして、国の経済対策により2月補正で予算措置したものでございまして、年度内執行が困難となり、繰り越したものでございます。

最後に、児童福祉施設等災害復旧費につきましては、10億2,574万7,000円繰り越しております。これは、保育所等における施設設備の災害復旧費について、主に震災の影響による着工のおくれ等により繰り越したものでございます。

子ども未来課は以上です。

よろしく願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

21ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございます。

事業名の欄をごらんください。

児童福祉施設等災害復旧費について2,710万8,000円を繰り越しております。これは、児童養護施設等の災害復旧に係る経費でございますけれども、震災の影響によりまして着工のおくれがございました。着工のおくれ等により繰り越したものでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課で

ございます。

資料の22ページをお願いいたします。

まず、民生費の障がい者福祉施設整備事業費で8億5,600万円余を繰り越しております。また、災害復旧費の障がい者福祉施設災害復旧費で10億8,100万円余、こども総合療育センター施設災害復旧費で659万円余を繰り越しております。これらは、主に震災の影響による着工のおくれ等により繰り越したものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。

○松岡医療政策課長 23ページをお願いいたします。

1の公衆衛生費で、医療施設消防用設備整備費、それと回復期病床転換施設整備事業費の2つの事業について繰り越しておりますが、事業計画の変更等によりまして、昨年度中の完了が困難となったものでございます。いずれも来年3月末までには完了する計画でございます。

3の医薬費の看護職員確保総合推進事業費について2,426万3,000円を繰り越しております。こちらのほうは、看護師宿舍の建設に当たりまして、入札不調等により、昨年度中の完了ができなかったものですが、ことしの11月末までには完了の予定でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○野尾健康福祉政策課長 25ページをお願いいたします。

報告第11号専決処分の報告でございます。

職員の交通事故に関する専決処分の報告でございますが、26ページの事故の概要により説明させていただきます。

この事故は、本年1月24日に、県南広域本部球磨地域振興局保健福祉環境部の職員が、公務中、人吉市保健センターの駐車場で降車する際、突風により、右前方のドアが駐車中

の普通乗用車に接触した物損事故でございます。

県側の過失割合が100%となり、相手方の物的損害額4万8,016円を県の損害賠償額とする内容で和解することについて、本年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

職員の注意不足が原因であり、交通事故防止に向け、さらに徹底するよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

27ページ、報告第19号について御説明をいたします。

歯科保健対策の推進に関する施策の報告でございます。

歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づきまして、現状、それから28年度の成果、今後の取り組みの3点について御報告をいたします。

概要について、29ページをお願いいたします。

まず、熊本県の歯科保健の現状について御説明いたします。

(1)の子供の歯の状況につきましては、1歳6カ月の虫歯の保有率が2.7%で全国44位、3歳児が25%で全国42位という状況です。また、12歳児の虫歯の本数は平均1.1本で、これは全国31位です。

(2)の成人の歯の状況ですが、歯周病を持っている人の割合は、40歳、60歳ともに全国と比べて高い状況にあります。

(3)の高齢者の歯の状況ですが、こちらも全国と比べますとやや悪い状況となっております。

(4)の市町村のフッ化物洗口事業の取り組み状況ですが、保育所、幼稚園の実施率は77.1%、小中学校における実施率は97.7%と

なっております。

裏面、30ページをお願いいたします。

(5)のフッ化物洗口事業の成果について、2点御説明いたします。

1点目は、12歳児の虫歯の歯の状況について改善傾向が見られております。平成21年度は、1人平均2.6本、都道府県順位では全国46位でございましたが、平成28年度は、1人平均1.1本、都道府県順位が全国31位に改善してきております。

2点目は、早期に全小中学校でフッ化物洗口事業を実施した4町村、玉東町、産山村、高森町、芦北町において、12歳児の虫歯の本数が大幅に減少しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

28年度の主な取り組みの成果について、関係課ごとに事業の成果を記載しております。

まず、健康づくり推進課関係ですが、8020運動の推進のための人材育成、啓発、虫歯予防対策として、フッ化物塗布や洗口事業に関する助成を行いました。

下段の医科歯科病診連携推進事業では、がん診療におきます医科歯科連携の拡大に向けまして、協議会の開催、研修会等の開催をいたしております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

障がい者支援課の関係では、歯科医師等を対象にいたしまして、障害児者の方の特性に対する理解の促進を図りました。

次に、医療政策課の関係ですが、県歯科医師会が実施しております障害児歯科診療及び八代市歯科医師会が実施しております休日歯科診療事業の運営費を助成しております。

在宅歯科の推進につきましては、医療政策課関係では、訪問歯科診療を行うための医療機器の導入についての助成、認知症対策・地域ケア推進課の関係では、口腔ケアに関する相談窓口や訪問歯科のマッチングなどを行い

ます在宅歯科医療連携室、これへの運営費助成を行っております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

県内14カ所の歯科診療機関に対しまして、在宅歯科診療に必要な医療機器等の購入費について助成を行いました。

また、歯科医師向けの認知症対応力向上研修を実施いたしまして、歯科の現場での認知症の早期発見を含む対応力向上を図りました。

子ども未来課の関係事業では、早産予防対策事業を実施いたしまして、県内の妊婦さんを対象に、歯周病などの生活指導や妊婦歯科検診等を行う市町村へ補助を行いました。

教育庁体育保健課の関係では、全小中学校でのフッ化物洗口事業の実施に向け、市町村や学校の取り組みが円滑に進むように支援を行いました。

また、天草市立の河浦小学校を研究推進校に指定しまして、実践的な歯・口の健康づくりをテーマとした研究発表等を行っております。

最後に、34ページ以下でございますが、平成29年度の主な取り組みの概要につきまして取りまとめております。

取り組みの概要につきましては、ただいま説明いたしました28年度の取り組み内容とおおむね重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

歯科保健対策についての報告は以上でございます。

○田代国広委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、永井病院事業管理者。

○永井病院事業管理者 病院局でございます。

本議会に提出しております議案等の概要説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況について御報告を申し上げます。

まず、患者数の動向でございますが、今年度の入院患者延べ数は、5月末現在で7,826人であり、熊本地震の影響で増加しました昨年度より279人減少しております。

また、外来患者延べ数につきましては、5月末現在で4,519人であり、昨年度とほぼ横ばいの状況であります。

次に、退院後の地域での社会生活を支援します地域生活支援事業につきましては、事業を開始しました平成26年度の対象患者数は11名でございましたが、本年5月末現在では24人と倍増しております。入退院を繰り返していた患者の病状悪化を防ぎ、再入院とならないなど、着実に成果が上がっているものと考えております。

次に、発達障害を含む児童・思春期医療への取り組みとして、平成29年度に予定をしております児童・思春期専用病床の開設につきましては、既に県外の専門病院への医師の長期派遣研修や、看護スタッフの実地研修等を実施してきたところであります。

専用病床開設のための病棟改修等のハード整備に関しましては、熊本地震の影響で基本・実施設計の発注等がございましたが、去る6月1日に工事契約を締結いたしました。平成29年度中の専用病床の開設に向け、着実に進めてまいります。

当センターとしましては、今後とも、精神科医療におきますセーフティーネット機能と政策医療への取り組みという県立病院としての役割を果たせるよう、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今回提出しております報告第9号平成28年度熊本県病院事業会計予算繰越計算書につきまして御説明をいたします。

これは、先ほど申し上げました児童・思春

期専用病床の工事発注が平成28年度中にできなかったため、繰り越したものでございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○緒方総務経営課長 病院局総務経営課であります。

恐れ入ります。ページ戻って、24ページをお願いいたします。

報告第9号平成28年度熊本県病院事業会計予算繰越計算書であります。

これは、現在稼働中の社会復帰病棟の中に児童・思春期専用病床20床を設置する改修工事につきまして8,160万4,000円を繰り越したものであります。

当初の計画では、平成28年度に改修工事を終了する予定でしたが、熊本地震により、基本設計及び実施設計の発注が大幅におくれた上、設計期間も当初予定より時間を要しました。このため、平成28年度中に工事の発注ができなかったため、繰り越したものであります。

先ほど病院局長が申しあげましたとおり、年度内の開設に向けて取り組んでまいります。

病院局からは以上であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

委員の皆さんにお願いでございますが、質疑される場合には、前もってページを述べてから質疑を行っていただきたいと思っております。

質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 2ページの住まいの再建加速化事業で、相談体制を整備するというところで

御説明をいただきました。これは窓口を設置されるということだったと思っておりますけれども、どういう場所に。

○野尾健康福祉政策課長 この住まいの再建加速化事業につきましては、県事業といたしましては、熊本市を除く被災市町村に相談窓口を設置していこうと思っております。それにつきましては、大体10名弱、今のところ9名の予定なんですけれども、9名のいわゆる専門家、宅建業者等を委託で雇用いたしまして、その方たちに市町村を巡回していただくという形をとらせていただきたいと思います。

熊本地震につきましては、別途——県事業も基金なんですけれども、県から市に交付する基金として、今総務常任委員会で説明が行われておりまして、同規模の事業をやっていくこととなっております。それにつきましても、やはり窓口設置等、先ほど申しました個別相談支援、ここら辺まで見込んでやろうと思っております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、一応県事業としては、熊本市以外の被災市町村に全部窓口をつくるということですか。

○野尾健康福祉政策課長 常時いるわけではなくて、日を決めながら、ブロックごとに分けて、週のうち、3日行く、4日行く。被災の状況に応じて、多分相談量も変わってきますので、それにつきましては、市町村と調整しながら、被災地の方がちゃんと相談が受けられるように体制は整備していきたいと考えています。

○鎌田聡委員 これはあくまでも住まいの再建ということになる。それぞれのこれからの生活の相談とか健康面の相談というのはまた

別に。

○野尾健康福祉政策課長 委員御指摘のとおり、これについては、住まいに限った専門の相談窓口です。委員がおっしゃった日常生活の部分については、昨年度設置しております地域支え合いセンターで、みなし仮設も含めて訪問等を行っております。日常生活のお困り事をお聞きして専門機関につなぐことを昨年の10月からやっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 わかりました。どれだけの相談があるか、後でまた報告があると思えますけれども、しっかりと対応していただきたいと思えます。

それと、もう1点、済みません。

3ページの動物保護管理費ということで、4,262万ということで計上されておりました。スタッフの増員だとか、飼育環境の整備だとか、一步前進だろうというふうに評価しております。私もセンターを見に行きましたけれども、大変な状況で、施設も、もう日常的にボランティアに毎日来ていただいて、パラソルを設置して、雨とか天候悪い日は大変だろうと思えますから、そういったところを少しでも打開するための車庫の、飼育環境の整備だろうと思えます。

いろいろなこれから対策もやっていかなきゃならないと思えますし、まずは持ち込ませないとかそういった入り口部分、そして譲渡とかの出口部分をやらなきゃならないと思えますけれども、まず、全部は言いませんけれども、譲渡するときの、この前もちょっと愛護の運営委員会で議論になっていましたけれども、やっぱり愛護センターの場所もわかりづらいし、行っても駐車場もないし、そういった状況で、なかなかその環境を変えていかなければ、譲渡会やっても人が来ないようなところでもありますので、センター以外の

ところでやるというふうな話も出ておりましたけれども、そういった少し譲渡会の場所とやり方の検討あたりはどうか、今ちょっとお考えでしょうか。

○厚地健康危機管理課長 委員御指摘のとおり、今の動物愛護センター、場所がわかりづらい等の御指摘がございます。昨年、そういった意見がございましたので、県庁のプロムナードで試行的に1回やっております。あいにく雨でちょっと大変なところではございましたけれども、そのようなことを今年度も試行できないかというようなことも含めまして、今第2次計画を実施中でございますけれども、そういったことも含めて、第3次計画を前倒ししてつくっていく中で、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 いろいろなやり方もやってみて、どうなのかということもやっていかなきゃならないと思えます。やっと愛護センターになって、これからの取り組みというのも非常に——やっとなったから、まだまだだろうという見方もありますけれども、なったから大きな期待もまたされているところもありますから、いろんな方々の意見も聞きながら、よりよいやり方というのを模索をしていただきたいと思えますけれども、いずれにしても、ちょっとセンターの場所と環境はどうかならないかなと思っておりますので、そこも含めてぜひ御検討いただきたいと思えます。

以上です。

○田代国広委員長 要望ですね。

○鎌田聡委員 はい。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 今の鎌田委員のに関連するこの3ページの動物保護管理の部分の話なんですけれども、飼養能力の拡大あるいは譲渡会の拡大という話がありました。また、今回、今議会でも前田議員のほうからの質問もあつたかというふうに思っておりますけれども、知事のほうで殺処分ゼロという形で掲げられておりますけれども、現実問題として、知事が答弁あつたように殺処分ゼロではないわけで、病気がある動物に関しては当然処分をするし、やはりかんだりする、悪さするような犬に関しても、やっぱり対応していくという話がありました。

そういうふうな中で、一つは、動物を飼っていらっしゃる方々のモラルの問題が、1点あると思います。もう一つは、この譲渡会やられたとして、実はこの渡した後に自分のところでは合わないからといって戻せるような仕組みがあるのかどうか。そして、私が聞いた話だと、どうもそれが無いみたいなので、渡したら、そこで何とか最後しなさいよの世界になっているというふうに聞いていますので、そうであるなら、やっぱり自分のところが合わないなら、またそれを、動物を完全に自分のところで飼わずに、逆に言うと虐待している、あるいはそのまま放し飼いにしたりという話、それはもう出てくると思いますので、その付近の仕組みというのはどう考えていらっしゃるのか。

○厚地健康危機管理課長 委員御指摘のとおり、飼っている方のモラルの話もございまして、あるいは譲渡会後で合わないというような話もございまして。他県においては、譲渡会、お話し譲渡みたいな制度もございまして、そういったものもあわせて、先ほど申し上げました第3次計画の検討の中で、あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

やっぱり譲渡会、きちんといいような形に持っていくには、やはり一旦譲渡されても、合う合わない、先ほど言ったようにありますので、その場合は柔軟に対応していただいて、また愛護センターで引き取って、またほかの人を探すとか、ほかの人に結びつけていくというふうな事業というのも何かされるというふうな話だったので、ぜひそれをしていただきたいと思っております。よろしく願います。

もう1点、よろしいですか。

これは別の話で、4ページの介護保険対策費の部分で、介護報酬に関しまして処遇改善の話、これも前からずっと出ている話でありまして、その中で必ず問題になってくるのが、実は介護職員だけの費用の増加、それ以外にも介護施設には職員がいます。その方々のバランスの問題が必ず出てきます。そして、それは法人によって差別もある。きちんとほかの職員にも出すところもあれば、ほかの職員には出さずに介護職員しか出さないところもある。やっぱりそれによって不平、不満というのが、実はその1つの施設の中で職種によって出てきているという現実が実はあります。その中で、恐らくもう調査もされているかと思っておりますけれども、介護職員とほかの職種、看護職だとか事務職だとか、その方々の介護報酬が1枚のつてきた段階においては給与体系の変化というかな、そういうのは各施設によって違うと思うんですけども、その付近の調査というのはされていきますか。

○谷口高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

ただいま藤川委員おっしゃいましたこの処遇改善加算の制度の導入に伴いましての他職種とのバランスの調査につきましては、現在のところはまだ調査はしておりません。

介護職員の賃金改善効果がどのくらいあったかというのは、平成27年度の実績で調査はしておりますけれども、まだ、今申し上げましたように、他職種とのバランスにつきましては、各事業所においてそれぞれ異なるとは思いますが、それについては、また今後調査のほうは検討していきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 ぜひ調査していただいて、やっぱり一緒に仕事している、チームで仕事をしているわけなので、やはり介護職だけ上がってほかのところは全然上がらぬ。逆に言うと、逆転現象が起きているところもあります。看護職より介護職のほうが高くなると、そんな話すらありますので、そうなってくると、じゃあ看護職は、もうそれなら介護現場やめた、ほかのところに行くという話になると、現実問題として、やっぱり介護現場も看護師不足というのが起こっております、医療関係だけじゃなくて。そういうところにも影響を及ぼしますので、ぜひその各施設、法人の実態を調査していただいて、その不公平感が出ないようなことも含めて指導していただければと思います。よろしくお願ひします。

○田代国広委員長 ほかに。

○山本伸裕委員 報告の19で、口腔……。

○田代国広委員長 何ページですか。

○山本伸裕委員 32ページ。口腔ケアの問題についてお尋ねしたいんですけども、私も、ちょっとおくれればせながら、この口腔ケアのことを勉強しておって非常に大きな病気の予防効果があるんだなというようなことを認識しましたし、全ての診療科において在院日数の削減効果があるというようなことも発

表されております。ということは、医療費を削減するというような取り組みにおいても、この口腔ケアの取り組みの促進というのは非常に大きな効果があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ただ、高齢者は、なかなかやっぱり歯医者に行かない、あるいは要介護の方であるとかそういった方々が、実際に治療とか口腔ケアが必要であるけれども、実際に3分の1程度しか行ってないというような統計もお聞きしているんです。実際、こういった高齢者あるいは要介護者が、歯科診療あるいは口腔ケアなどにちゃんと受診できるような、そういった県としても促進を図るような取り組みあるいは地域ごとの課題とかそういったものがあれば教えていただきたいと思ひます。

○岡崎健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

高齢者の歯科保健対策につきましては、市町村が、健康増進法に基づきまして、歯周病検診、これは40歳から10歳刻みで70歳まで行っております。この中で、歯と口腔の全身の健康状態についての関係を調べる知識の普及啓発、8020運動の推進、こういったものに取り組んでいるところでございます。

あわせて、28年度から、後期高齢者医療制度の被保険者の中で対象といたしました後期高齢者医療歯科口腔健康診査、これが熊本県後期高齢者広域連合等で実施されておる状況でございます。

○山本伸裕委員 そのことはわかりました。

厚生委員会のちょっと議事録なんかも勉強させていただいたところ、口腔保健センターですか、そちらが何か赤字経営というような議論もあっていたかと思うんですけども、それが何か熊本の場合は県の歯科医師会立になっているんですかね。これは、地域保健対策の推進に係る基本的な指針というのを読ん

だら、都道府県、政令市、特別区は、口腔保健支援センターを設置するというふうなことが書かれているんですけども、それとの関係と申しますか、それはどういうふうに理解したらいいんですか。

○岡崎健康づくり推進課長 ちょっと言葉が似ているものがありまして、最初におっしゃいました口腔保健センターにつきましては、これは、歯科医師会の裏と申しますか、中に設置しておりまして、障害者の歯科診療事業を行っている施設でございます。後半のほうでおっしゃいました口腔保健支援センターというのは、これは、基本的に都道府県、政令市の中に行政組織として設置する組織でございます。

熊本県におきましては、現在、口腔保健支援センターそのものは設置しておりませんが、設置しておるような県が実施しております事業等につきましては、おおむね実施しておるところでございます。今現在、支援センターの設置につきましては、費用対効果等も含めまして県のほうで検討しているところでございます。全国で26カ所程度が設置されておるといふふうに聞いております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 わかりました。

最初発言したように、やっぱりかなり大きな病気等の予防効果があるというようなことですので、これから地域医療構想とかの関係で、やっぱり医療費をどう抑制、抑えていくかというようなことも課題になってくると思うんですけども、その際の予防医療の観点から、県としてもぜひここは力を入れていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 関連してですが、今の歯科保健対策の件で、29ページあたりになります。これは議員提案で超党派でつくった条例ですね。条例つくって今年で、まさにこのフッ化物洗口の取り組みは本当、執行部の皆さん方、地道な――教育委員会と連携して、ここまで進めてきて、本当に敬意を表するところでありますが、大津町、委員長の地元なので、なかなか聞きづらいところですが、ここは地震の影響とかそういうのがあったというふうに聞いていますが、ここもそろそろ取り組む体制ができているのかどうかというのが1点と、この条例をつくる時に議論になったのは、いわゆる養護教諭の方々と意見交換をしたときに、すぐ健康づくりとか体のことに関すると、養護教諭に学校の先生、校長先生が丸投げして、養護教諭は非常に負担がふえているんだというふうなお話があって、この制度設計をするときに、養護教諭の負担にならないような仕組みをしっかりとやってくださいということでスタートしました。今現在、その養護教諭の先生方から、実際やっているところから苦情なり、何か負担がふえたみたいな声があっているのかどうか、この2点について。

○岡崎健康づくり推進課長 まず、大津町の件ですが、昨年、大津町につきましては、阿蘇の児童生徒が大津町のほうに避難してきて小学校に入った。そういうことで若干混乱もございまして、昨年度、ちょっと実施する予定が延ばされまして実施できなかったということでございます。

ことしになりましてから、教育庁のほうで働きかけをしていただきまして、まず、大津町の中学校に関しては全校、6月20日までに実施しております。小学校につきましても、夏休みまでには実施する体制が整うということでお聞きしておりますので、2学期からは、一応小中学校に関しましては、大津町も

含めまして、熊本市を除きますと100%実施率になるかと思われます。

それから、もう1点の養護教諭の問題につきましては、委員御指摘のように、過度の負担が養護の先生にかからないように、各市町村におきましては、それぞれの地域の特性に応じて、健康部局でありますとか、あるいは総務の職員でありますとか、いろんな学校の職員、そういった方が、それぞれ地域ごとに、どういう体制がその町でやりやすいのかということで工夫されて、実施されておるといふふうに聞いております。

現状では、養護の先生から不満等について声は上がってきておらないというふうな状況でございます。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。安心しました。

この条例をつくったときに、フッ化物洗口に対する御意見もさまざまあったわけですが、さっき山本委員がおっしゃったように、これはフッ化物洗口だけをやる条例じゃなくて、いわゆる生涯を通じて歯及び口腔ケアをしっかりやるのが健康づくりにとって一番大事だということと、さっきもお触れになりましたけれども、結果的に医療費が削減される、県やほかの自治体の負担もそれによって減ってくる、そういう社会を目指しているということをやっていますので、ぜひ、先進的な取り組みのところはしっかり数字として成果が出てますので、こういったものをわかりやすくそれぞれの自治体とか学校現場にもしっかり告知をしていただいて、ますます進むように頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 12ページの医療施設の耐震

化臨時特例基金がもう終了という話になっておりますけれども、今までに——平成27年からされていると思いますけれども、どれだけの施設で実施され、これは当然ベッド1割削減が条件になっていたと思うんですけれども、どの程度のベッド削減ができたのかということ、わかりますかね。

○松岡医療政策課長 まず、1点目の施設整備の状況ですけれども、新築、増改築、いろいろあるんですが、災害拠点病院等含めて、あるいは2次救急医療機関、14の病院に対する補助を行っております。その補助に絡めて、病床の変化がどうなったかというのは、済みません、ちょっと調べさせていただいてよろしいですか。

○藤川隆夫委員 たしか1割削減が前提になっていたかと思うんで。

○松岡医療政策課長 新築だけでもありませんので、耐震補強の分もありますから、ちょっと済みません。

○藤川隆夫委員 後で構いません。

ただ、これをやめるに当たって、やっぱりほかに申し出がなかったからということでもいいのか、それとも、もともと、これはこれで切れるようになっていたのかというのを。

○松岡医療政策課長 これは、平成21年度、いわゆるリーマン・ショック後の経済対策で事業化されております。ですから、予定をされた、いわゆる事前に計画対象施設を整理をして、この分についての予算ということで、実は、今回熊本地震があつて、医療企画のほうへは、耐震補強に関するニーズとか、耐震化されていない医療機関というのはまだ多数ございますので、既存の補助事業というのも周知をしておりますが、なかなかその耐震化が

進まない理由というのは、要は、補助の今のいわゆる対象の金額あるいはその対象の経費というのが十分でないというふうなお話も伺っております。国のほうに、そういう既存の耐震化補助の拡充あるいは新設あたりも含めて今要望をしているところでございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。おっしゃったように、まだ民間病院の中で耐震化しなきゃいけないような病院まだ残っているかと思えますので、できるだけしやすいような条件を県として国に対して要望していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点、済みません。

実は、インフルエンザのワクチンの備蓄の話が——16、17ページです。

今までも何度もこの場で話をさせてもらっているんですけども、実は、県が医薬品を、インフルエンザの薬を備蓄している状況があって、期限がある程度あって、期限が切れるとそれを廃棄処分しているという極めでもったいない話がずっと続いております。

今回も、約33万3,200人分のうち、7万7,000人分を廃棄するという話が先ほどあったかと思えます。極めでもったいない話なんですけれども、これは、国との関係が恐らくあって、こうせざるを得なくなっているんだろうというふうに思っております。

本来であるなら、この廃棄する分をもっと有効活用できないかと、前、この場でも言ったことがあるんですよ、大分前なんですけれども。実は、東南アジア等の発展途上国にこの薬を使って、要は、外交をやってもいいんじゃないかという話もさせてもらったことがあるんですけども、なかなかそこは難しいような話で、恐らく製薬会社との契約の話に絡んでくるだろうと。

それとは別に、今回、イナビルを選定された理由というのは何かあるのか。今までタミ

フルとリレンザが入っていたと思います。今回はイナビルになっています。これはメーカーが3つとも違う。だから、逆に言うと、国のほうでメーカーを順繰り契約しているのか、それとも使いやすいものに変えているのか、これはどうなんだろうと思って、ちょっとその付近教えてもらえますか、何かわかっているなら。わかっているならわかっているで構わないですよ。

○厚地健康危機管理課長 まず、イナビルについてですが、今回イナビルを選定した理由といたしまして、まず、購入単価が一番安いということが1つございます。それと、1回の服用で済むということで、利用しやすい。それと、医療機関が非常に今多く実際使っているというようにございますので、イナビルを今回は選定させていただいておりますが、委員御存じのとおり、そのインフルエンザの薬につきましては、タミフルあるいはタミフルドライシロップ、リレンザ、イナビル、ラピアクタ等ございますけれども、これはそれぞれに備蓄をさせていただいて、そのバランス等も考えながら、今回は、今の理由も含めまして、イナビルということにさせていただいておりますということでございます。

○藤川隆夫委員 じゃあ、これは選定するのは県のほうで決められるということですよね。

○厚地健康危機管理課長 それと同時に、国が示す各県ごとの保有目標割合というのがございまして、そこも加味しながら選定していくということになっております。

○藤川隆夫委員 今のでわかりました。国のほうからこれを買えとか言っている話じゃないなら、まあいいかなと思って、こっちのほ

うで決めているならいいかなと思いましたが、ありがとうございました。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第10号、第11号及び第16号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第25号を議題といたします。

請第25号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

請願によります被災者生活再建支援金につきましては、請願にありますとおり、被災者生活再建支援法に基づき、住宅が自然災害等により被害を受けた世帯を対象に支給されるものです。これには2種類ございまして、まず、住宅の被害程度、全壊でございますとか、半壊でございますとか、大規模半壊、罹災証明に沿って支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される、例えば、建設・購入、補修、賃貸ということで支給される加算支援金で構成されております。

基礎支援金の金額につきましては、複数世帯、いわゆるひとり暮らしじゃない2人以上の世帯なんですけれども、それで、全壊世帯、半壊等の事情で住宅を解体した世帯、長期避難世帯には、基礎支援金として100万円、大規模半壊世帯には50万円支給されております。なお、ひとり暮らし、単身世帯には、複数世帯の4分の3の金額となっております。

次に、加算支援金でございますが、これも、複数世帯では、建設・購入で200万、補修は100万、賃貸で50万円支給されることとなります。単身世帯では、複数世帯の4分の3の金額となります。

ですから、請願にあります300万と申しますのは、例えば、全壊もしくは半壊以上で住宅を解体した世帯が、建設・購入で住宅を建て直したという場合で300万というケースとなります。

本県といたしましては、発災直後からこれまでも、当支援金の見直しについては国に対して要望をしております。具体的には、発災直後の5月から国に対する要望項目としておりまして、半壊、宅地被害等への対象範囲の拡大等を要望しております。

なお、一部損壊世帯については、同支援制度の対象となっておりません。これにつきまして国と再三協議をしてきたんですが、なかなか国のほうも法改正が間に合わない、なかなか東日本の実情もあるというふうな御理由をいただきまして、このままでは一部損壊に対しては支援はできないということになりましたが、被災市町村といろいろ協議を行いまして、やはり一部損壊の中でも修理費用を多額に支出した、私たちの義援金の基準でいきますと、修理費用を100万以上支出した世帯に対して義援金を10万円支出しようということで配分委員会で決定しておりまして、それに基づいて今義援金を配分している状況でございます。

説明は以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第25号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第25号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○田代国広委員長 挙手少数と認めます。よって、請第25号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○奥山障がい者支援課長 障がい者支援課です。

その他の報告事項として、熊本県やさしいまちづくり推進指針について御報告させていただきます。

指針の本体は別添で配付させていただいておりますが、説明は、委員会報告事項と書い

た資料のほうでさせていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

この指針は、高齢者や障害者など、自立と社会的活動への参加を促進するための指針です。これまでやさしいまちづくり推進計画として策定しておりましたが、熊本地震の発生と平成28年度末の計画期間の終了を受けて、地震後の復旧、復興のできるだけ早い段階からスピードを持ってやさしいまちづくりの視点を導入するために、指針という形で策定作業を進めていたところでございます。

2の概要になりますが、熊本地震からの復旧、復興の中で、高齢者や障害者等にとって障壁がなく、安心して希望に満ち、生き生きと活躍できる新たな熊本の創造を目標として掲げております。

また、指針の特徴としては、震災復興の取り組みにやさしいまちづくりの視点を導入すること、障壁除去の施策への重点化によりバリアフリー化を促進すること、さらに、昨年4月に施行された障害者差別解消法の理念である、合理的な配慮を的確に行うための環境整備を進めることとしております。

具体的な推進施策としては、推進方向、1から5に掲げます5つの分野の障壁除去について、63の施策に取り組むこととしております。

その他、指針の対象期間は、熊本復旧・復興4カ年戦略と連動した取り組みとするため、平成29年度から31年度末までとしております。

スケジュールとしては、これまでやさしいまちづくり推進協議会及び策定専門委員会では指針案の協議を行ってまいりまして、本年3月の本委員会で指針案の概要について御説明させていただいたところでございます。その後、4月から5月にかけてパブリックコメントを実施し、意見なしでございましたので、本日、当委員会に御報告の上、7月に策定、

公表を行いたいと考えております。

障がい者支援課からの報告は以上でございます。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

その他報告事項、②被災者の生活支援の状況等について説明させていただきます。

資料につきましては、2枚おめくりいただきまして、A4縦の被災者の生活支援の状況等についてという資料をごらんください。よろしいでしょうか。

まず、1、被災者の状況をお願いします。

現在、建設型仮設住宅には約4,100戸、1万800人、借り上げ型には約1万5,000戸、3万4,700人、公営住宅には約1,200戸、2,500人、合計で2万300戸、4万8,000人の被災者が入居されております。

次に、地域支え合いセンターの活動状況について説明いたします。

(1)概要をお願いします。

事業主体は被災市町村であり、市町村社協に市町村が委託を行い、運営されております。

建設型の仮設住宅がある市町村16市町村のうち、産山村を除く15市町村に設置しております。

事業内容は、借り上げ型、いわゆるみなし仮設を含む仮設住宅入居者等への訪問、相談、専門機関へのつなぎ等を主な業務としております。

(2)活動状況をお願いいたします。

下の表に示しております訪問、電話等により、5月末で被災者とのコンタクトは延べ14万5,000回を超えており、被災者への面談等を通じまして、各世帯の状況や課題を把握し、生活支援を進めております。

次に、ページをおめくりいただいて、3、熊本こころのケアセンター活動状況について

説明いたします。

所管課は障がい者支援課でございますが、私のほうから一括して説明いたします。

(1)概要をお願いいたします。

こちらのほうは、事業主体は熊本県で、公益社団法人熊本県精神科協会に委託し、運営しております。

主な事業内容は、電話、来所、訪問等による相談対応でございます。

(2)活動状況をお願いいたします。

基本、市町村の要請または被災者の電話相談等により、訪問による支援を実施し、また、あわせて、被災者の心と体の健康調査を実施しております。

相談件数は、5月末で延べ543件、被災者への技術支援は180件となっております。

こころとからだの健康調査、5月末速報値について説明いたします。

当調査は、仮設住宅に入居する18歳以上の被災者の方を対象とし、希望のあった12市町村で、本年3月から4月にかけて実施いたしました。回答数は、対象約3万4,000人中1万2,000人で、回答率は36%でございます。

調査結果の概要です。

表に示したとおり、東日本震災後の宮城県調査とほぼ同程度の結果となっております。

4、今後の支援の方向性について説明いたします。

記載しておりますとおり、こころのケアセンターの調査結果等も含め、日常生活や住まいの再建等に支援が必要な世帯につきましては、6月末を目途に、各市町村において、世帯ごとに日常生活の課題、住まいの再建の課題に応じて、支援方針を定められました個別支援計画を作成することとしており、この計画に基づき支援を進めていくこととしております。

続きまして、その他報告事項③住まいの再建に係る意向調査について説明させていただきます。

資料につきましては、A4縦の住まいの再建に係る意向調査の結果について、中間取りまとめ、6月1日現在をごらんください。

当調査につきましては、本年3月から6月にかけて実施しております。

対象は、県内のみなし仮設を含む仮設住宅に入居しております約1万9,000世帯を対象としております。

6月1日時点、回答率は、約7割でございます。

調査結果の概要、中間取りまとめについて説明いたします。

4の①被災前の住居形態でございますが、全体では、6割が持ち家という状況でございます。応急仮設、建設型におきましては、約9割が持ち家。みなし仮設、借り上げ型におきましては、約5割が持ち家ということになっております。みなし仮設の場合は、民間賃貸から移ってこられた被災者の比率が非常に高い状況になっております。

次に、②世帯構成でございます。65歳以上の世帯が約3割を占め、65歳以上の単身世帯の割合もその半数、約16%を占めております。応急仮設とみなし仮設とで比較いたしますと、応急仮設のほうが65歳以上の世帯割合が約4割、みなし仮設の場合は3割弱という結果になっております。

③今後の住まいの希望でございます。回答数全体の約8割の方が再建先を決めていらっしゃいます。応急仮設においては約7割が自宅再建を、みなし仮設においては約5割が自宅再建で、みなし仮設の場合は、3割が民間賃貸という結果になっております。

裏面にお移りください。

④住まいの希望予定の問題についてでございます。この問いは、③で住まいの希望を決めていると回答された方に対する設問でございます。その中で、予定どおりに進むと回答された方が約65%、問題ありと回答されたものが約35%となっております。問題があると

した比率は、みなし仮設を見ていただくと、みなし仮設の場合、32%であるのに対し、応急仮設が45%と高い比率を示しております。

なお、その問題については、適切な情報がない、資金のめどが立たないということが多くなっております。

5、今後の取り組みについて説明いたします。

(1)に記載しておりますように、6月末まで調査を継続し、回答数をふやし、課題の把握や支援内容の明確化を図っていきます。

(2)に書いておりますが、先ほど説明いたしました住まいに関する専門家による相談窓口の設置を、今6月定例会に提案しております予算について御議決いただければ、窓口を早急に設置し、被災者が抱える住まいに関する課題について、寄り添った支援を進めていきたいと考えております。

(3)では、仮設住宅の供与期間の延長について記載しております。さらに、詳細な個々の状況を把握し、国と協議を進めてまいります。

なお、米印に記載しておりますが、みなし仮設住宅につきましては、2年間の定期借家契約であるため、借地借家法の適用を受けることとなります。そのことから、入居者に対し、契約期間満了の6カ月前までに契約更新の有無について通知する必要がありますので、今後、その更新の手続について進めていくこととなります。

なお、その手続内容については、今後検討し、県民の方には早目にお示ししたいということを考えております。

説明は以上でございます。

○田代国広委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に

対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありませんか。

○高島和男委員 1点、ちょっとお尋ねでございますけれども、先般から化血研のことが随分と報道がされております。5月の30日に理事長が交代されたということと、そして6月に入って、8日には知事にお会いに来られたと、新理事長ですね。18日には、新体制ということで、新しい形での評議員会が開催されたということでございますけれども、できる範囲、かいつまんで、一連の流れというのを御説明いただければと思います。

○渡辺政策審議監 化血研の経緯ということでございまして、御承知のとおり、化血研につきましては、従来から、薬の不正製造といえますか、こちらのことで事業譲渡等の検討を進めていらっしゃいました。国ともずっと協議されておりましたけれども、今般、前理事長が辞任されたというのが、伺っているのは一身上の理由でというふうに伺っております。

それを受けまして、あと1人の理事の方が新たに理事長に——ということで、私たちが承知しておるのは以上でございます、新理事長のほうも、これまでと同様に、事業譲渡なり、体制の見直しについては一生懸命国と協議しながら進めていきたいというふうに伺っております。

○高島和男委員 新理事長のお話によると、一般財団法人という法人形態にはもうこだわらなくていいんだと。知事も、コメントに書いてあったのは、時間をかけないほうがいいといったようなことが地元紙にも掲載をされておりました。

一方で、県の考え方としては、雇用は守ってもらいたいということ、それと、本社機能

は熊本に置いてもらいたいということ。そうすると、化血研からすれば、これまで同様、血液製剤、あるいは人、動物に対するワクチンもつくっていききたい、海外展開もしたいというような御希望を持っていらっしゃる。

一方では、また、合志市に、この前も報道ありましたように、新しい工場を250億円かけて昨年の6月からつくっていらっしゃる。何かあの6月の時点で建設に着手されているというのは非常に何かちぐはぐなような気がしてならないんですね。国とは対立をされておる中であって新しい工場も片一方じゃつくっていかうとされている。

譲渡する側と、もらい受ける側がおるわけですが、いろんなこういう条件を、こっち側が、譲る側としてつけたとして、もらい受ける側というのはどうなんだろうというのがちょっと私は懸念を覚えているんですが、いかがですか。

○渡辺政策審議監 あくまでも事業譲渡等につきましては、民民の話でございますので、両者の意思、化血研の希望、さっきおっしゃった雇用の確保ですとか、拠点の維持とか、そういったものを柱に化血研のほうは条件を考慮しておられるでしょうし、それを受け入れるところがあるかどうか、そういったことになってきますので、そこは国とも相談しながら、私たちも、いろいろ関与できる部分は関与しながら進めていくのだらうというふうに思っております。

○高島和男委員 おっしゃるように民民の話ですから、なかなか県が立ち入ってというのは難しいとは思いますが、ぜひできる範囲の中で注視をしながらお願いしていきたいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 子供の貧困の実態調査、本会議でも議論になっておりますけれども、以前ちょっとお尋ねをした部分であります、ちょっとまた御確認と要望をさせていただきたいと思っております。

今熊本市以外の市町村の小5と中2に対して、子供さんと保護者向けに調査をされておりました、より実態を把握するためには、多くのところとしっかりと取り組んでいただくということは重要だろうというふうに思っておりますし、私もそういうことを求めてきた経緯もあります、ただ、より実態を正確に把握したいがゆえに、その内容が、保護者さん向けのやつは、多分、これは貧困の連鎖を考える上で学歴を問うところもあると思っておりますし、あと、収入とか諸手当をもらっているかどうかということも、非常にそういったところも問いの中にあるわけで、そこに対して保護者の反応だとか、また、それを配付される学校のほうも、少しちゅうちょしながらやっているというところもちょっとお伺いしておりますので、あくまでもこれはそういった実態を把握した上で貧困の施策に反映していくということで、それはそれでいいんですが、やっぱり受けとめるほうがその辺をきちんとわかっていなければ、何でもかきかきかなきゃならないのかとか、それを求める先生たちも非常にやっぱり、これをちょっととっていいんだろかというふうな思いがある部分もあるというふうに聞いてますので、いま一度やっぱり、多分教育委員会を通してやられていると思っておりますけれども、そういったところに対して、きちんとこちらの趣旨と、そして扱いについても、やっぱり出したくない保護者も必ずこれはいらっしゃると思っております。そういったところが強制に当たらないようにとか、あと、プライバシーがきちんと、多分名前を書くところはありませんので、わからないと思っておりますけれども、ただ、保護者

と子供の部分がやっぱり連動させてとらなきゃわからない部分もあつたりしますので、そういったところ、もしかするとそういったところ、いろんなところに漏れていってしまうんじゃないかというふうな懸念もあるんじゃないかなと思っておりますので、いま一度、その徹底というか、こちら側の考えをしっかりとお伝えさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○富永子ども家庭福祉課長 こちらの生活実態調査につきましては、特に調査の項目につきましては、内閣府のほうから調査の項目の案というの提示されておりました、それも参考にしながら、例えば所得の状況でありますとか、学歴でありますとかということについてもお尋ねする内容になっております。事前に市町村にはよく本調査についての趣旨を、2回に分けて御説明をしたところでもあります。また、教育委員会に対しては、事前にお願ひしまして、協力を依頼するという形をとりました。

委員おっしゃいましたように、御不安に思っているという声も私どものほうにも届いております。それで、昨日、教育委員会ともお話をいたしまして、再度通知を出しております。通知の内容につきましては、やはり個別に、例えば調査票が届かないという個別に働きかけをしないということ、学級全体に対して集めるような形にお願ひしたいというお話をしております。

また、調査の封入にいたしましても、お子さんに情報の内容が知られるのがちょっと余りよろしくないというお考えの保護者もいらっしゃるということですので、それは市町村の状況にお任せしまして、例えば、親が最終的には封入をして出すという形もお願ひするということで、通知を昨日出したところでございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、多分そういった通知も含めて、されるときにもしっかりと対応されていたかと思えますけれども、それでもなかなか受けとめる側は初めてのことでいろいろな不安もあると思えますので、再度通知を出されたということで、もう一度しっかりとその辺を徹底していただきたいと思えます。

それと、もう1点、これをとられた後に県立大学のほうで何か分析をされるということでもありますけれども、これは何で県立大学なのか。その県立大学の先生は、貧困問題の何か専門家の方だから県立大学なんですか。

○富永子ども家庭福祉課長 県立大学におきまして、地域貢献事業ということで事業に取り組んでおられまして、幾つかの研究項目を探しておいででした。私どものほうからこの貧困調査をするというお話をしましたときに、研究項目として取り上げたいということで御承諾をいただいたものですから、総合管理学部の先生をお願いをしているところでございます。

○鎌田聡委員 子供の貧困を御専門にされている先生なんですか。

○富永子ども家庭福祉課長 特に御専門——総合管理学部の先生でございまして、これまでも貧困調査をされたということについては特にお聞きはしておりません。ただ、経済的な状況、それから総合政策的な行政の施策については専門家の方でございます。

○鎌田聡委員 まあ、せっかくこのような調査をやられるわけですから、しっかりとその分析もしていただきたいと思えます。その分析だけじゃなくて、やっぱり行政として、これからどのような施策をとっていくのかとい

うことが非常に重要になってくると思えますので、非常にこれはやっぱりきちんとした成果につなげていかなければならない調査だと思いますので、いろんな面も注視しながらしっかりと対応していただきたいと思えます。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第3回厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長